

議会運営委員会

日 時 平成 2 9 年 1 1 月 1 3 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
場 所 第 3 委員会室

1 議会の活性化について【別紙No.1】

(1) 前回の検討事項 (参考資料)

(2) 今回の検討事項【別紙No.2】

2 その他

通年議会 検討事項一覧(案)

別紙No.1

291113

No.	検討項目	関係条例等	議会運営委員会での意見等	結果	決定日
1	実施パターンの選択 先行自治体パターン(パターン1) 自治法改正パターン(パターン2) のうちから、実施する方法を選択	定例会条例	[8月21日・議会運営委員会] ・先行自治体パターン(パターン1)で実施すべき。 (全会一致)	○先行自治体パターン(パターン1)で決定	H29.8.21
2	会期の始期・終期の設定 1年のうち、いつからいつまでを会期と設定するか	(実施要綱又は先例・申合せ)	[8月21日・議会運営委員会] ・6月を始期とする案でよい。 ・4月を始期とすることも含め、慎重に検討すべきである。 ・留意事項に記載されていることを考慮すると、6月を始期とすることがよい。	○6月開会、3月閉会とすることで決定	H29.10.23
3	専決処分 地方自治法第180条に関する、専決処分の取り扱いをどうするか	地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項	[10月23日・議会運営委員会] ・緊急性のある案件は専決することにより。 ・この2項目であれば問題ない。	○下記の2項目を追加して規定することで決定 ① 災害等の補正予算 ② 選挙費の補正予算	H29.10.23
4	一事不再議 同一議案については、同一会期中は再び提出することができないと規定されている会議規則の取り扱いをどうするか	(会議規則15)	[10月23日・議会運営委員会] ・「ただし、事情の変更があった場合はこの限りではない」を追加して改正することにより。 ・都合よく変更があったことにならないように定めるべきである。	○下記の通り決定 会議規則第15条(一事不再議)に、「ただし、事情の変更があった場合はこの限りではない」を追加して改正する。	H29.10.23
5	発言の取消し又は訂正 発言の取消し又は訂正については、「会期中に限り」可能と規定されている会議規則の取り扱いをどうするか	(会議規則65)	[10月23日・議会運営委員会] ・「その会期中に限り」を、新たな通年議会の呼称に対応した内容に改正することにより。	○下記の通り決定 会議規則第65条(発言の取消し又は訂正)中の「その会期中に限り」を、新たな通年議会の呼称に対応した内容に改正する。 (会期中に代わる呼称は追って検討)	H29.10.23

通年議会 検討事項一覧(案)

別紙No.1

291113

No.	検討項目	関係条例等	議会運営委員会での意見等	結果	決定日
6	通年議会実施要綱等の制定 通年議会に係る詳細事項を実施要綱、または、先例・申合せに定めるのか	—	[10月23日・議会運営委員会] ・申し合わせに規定するのがよいと考える。 ・会派で検討したい。	(会派において検討)	—
7	任期満了年度等の会期 (1)議員の任期満了年度等の会期	(実施要綱又は先例・申合せ)	[10月23日・議会運営委員会] ・提案の通りでよい。 ・会派で検討したい。	○下記の通り決定 ・定例会の会期は、6月から翌年の3月までとする。 ・議員の任期満了日の属する年度の会期は、6月から2月までとし、議員の任期満了後の初議会の会期は2月から3月までとする。	H29.10.23
〃	任期満了年度等の会期 (2)議会の解散があった場合の会期	(実施要綱又は先例・申合せ)	[10月23日・議会運営委員会] ・案3「任期が始まる日から10日を経過する日の属する月」とすることでよい。 ・過去の例(期間)を見て、もう一度検討したい。	(会派において検討)	—
8	開議（再開）に係るルール設定 (1)定例の会議時期について	(実施要綱又は先例・申合せ)	[10月23日・議会運営委員会] ・提案の通りでよい。	○下記の通り決定 ・定例会の会議は、6月に開会し、9月、12月及び翌年3月に再開する。ただし、都合によりこれを変更することができる。また、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、会議を再開する。	H29.10.23
〃	開議（再開）に係るルール設定 (2)市長から議案等を示し会議の再開請求があった場合について	(実施要綱又は先例・申合せ)	[10月23日・議会運営委員会] ・提案の通りでよい。	○下記の通り決定 ・市長から議案等を示し、再開の請求があったときは、議長は請求のあった翌日から7日以内に会議を再開しなければならない。	H29.10.23

通年議会 検討事項一覧(案)

別紙No.1

291113

No.	検討項目	関係条例等	議会運営委員会での意見等	結果	決定日
9	会議の呼称等の整理 会議の呼称等を市民にわかりやすい形で検討する必要があるため検討	(実施要綱又は先例・申合せ)	[10月23日・議会運営委員会] ・案4の通りでよい。	○下記の通り(案4)決定 ・会期中に行う定例的な会議の名称 →(年号)〇〇年亀岡市議会定例会〇月議会 ・会期中に行う臨時的な会議の名称 →(年号)〇〇年亀岡市議会定例会〇月特別議会	H29.10.23
10	議案等の作成 議案は会議ごとに付番するのか、暦年で付番するのか	(実施要綱又は先例・申合せ)	[10月23日・議会運営委員会] ・従来通りとすることよい。 ・運用する中で、1年を通して議案番号をとる方がよいことであれば検討する。	○従来通りとする ・議案は会議ごとに付番する。	H29.10.23
11	議事日程の作成 議事日程は会期ごとに作成し付番するのか	(実施要綱又は先例・申合せ)	[10月23日・議会運営委員会] ・従来通りとすることよい。	○従来通りとする ・議事日程は会議ごとに付番する。	H29.10.23
12	会議録の調製 会議録は会議ごとに調製することとするのか、運用の確認	(実施要綱又は先例・申合せ)	[10月23日・議会運営委員会] ・従来通りとすることよい。	○従来通りとする ・会議録は会議ごとに調製する。	H29.10.23
13	一般質問の運用 通年議会とする場合、一般質問の運用を確認	(実施要綱又は先例・申合せ)	[10月23日・議会運営委員会] ・従来通りとすることよい。	○従来通りとする ・一般質問は会議ごとに実施する。	H29.10.23

通年議会 検討事項一覧(案)

別紙No.1

291113

No.	検討項目	関係条例等	議会運営委員会での意見等	結果	決定日
14	所管事務調査の運用 常任委員会の、会期中の所管事務調査の取り扱い等について確認	(実施要綱又は先例・申合せ)			
15	出席への配慮 市長等に対し、会議の出席について配慮することを盛り込むかについて検討	(実施要綱又は先例・申合せ)			
16	閉会中の継続審査 委員会活動を担保するための取り扱いを確認	—			
17	請願・陳情の提出期限 請願・陳情の提出期限の見直しについて検討	先例・申合せ			
18	文書質問 閉会中の文書質問の取り扱いをどうするか検討	議会基本条例運用基準 ¹⁰			

通年議会検討事項

H 2 9 . 1 1 . 1 3 議会運営委員会

9 会議の呼称等の整理（つづき）（No. 1 7 も関連）

（１）従来の定例会の期間、すなわち定例会の会期中に定例的に開く会議の期間の呼称をどうするか。

【他市議会の例】

案１：「議会期間」（四日市市議会、豊明市議会）

案２：「会議期間」（大東市議会、守谷市議会）

案３：「審議期間」（京都市会、名古屋市議会）

（参考：会議の呼称）

【会期中の定例的な会議】平成 3 0 年亀岡市議会定例会 6 月議会（前回決定）

【会期中の臨時的な会議】平成 3 0 年亀岡市議会定例会 7 月特別議会（ ” ）

◇定例会の会期中に定例的に開く会議の名称

→ 1「議会期間」 2「会議期間」 3「審議期間」 等

5 発言の取消又は訂正（つづき）

（１）発言の取消し等の際の会議規則の文言をどうするか。

現行

亀岡市議会会議規則

（発言の取消し又は訂正）

第 65 条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

改正案

亀岡市議会会議規則

（発言の取消し又は訂正）

第 65 条 発言した議員は、その〇〇期間中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

1 4 所管事務調査の運用

(1) 所管事務調査の運用について、要綱または、先例・申合せに明記するかどうか。

◇所管事務調査とは

常任委員会及び議会運営委員会は、当該委員会に属する所管事務を自主的に調査することができる。(会議規則第 105 条に規定)

※委員会が会期中の議案審査以外に行う自主的な活動。

亀岡市議会会議規則

(所管事務等の調査)

第 105 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第 109 条第 3 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

◇亀岡市議会における所管事務調査の運用例

- ・各常任委員会 → 月例
- ・議会運営委員会 → 活性化検討等

※上記はいずれも、閉会中の活動である。閉会中は議会活動ができないこととされているが、亀岡市議会では、任期開始直後の 3 月定例会で「閉会中の継続審査申し出」を議決することにより、閉会中の各委員会の活動を担保し、活動している。

◇明文化した場合の例（大東市議会、守谷市議会）

- ①委員会は、必要な手続きを経て、会期中いつでも所管事務調査を行うことができる。
- ②ただし、会議の期間中は、付託された議案等の審査を優先しなければならない。

【留意事項】

所管事務調査については、会議規則に規定があるため、明文化する必要があるかどうか。

※三重県議会、京都市会、金沢市議会等では本件に係る規定はない。

◇所管事務調査の運用を明文化するかどうか

→ _____

15 出席への配慮

(1) 執行機関が本会議や委員会に出席することを配慮する規定について、要綱または、先例・申合せに明記するかどうか。

地方自治法

(長及び委員長等の出席義務)

第121条

2 第102条の2第1項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

◇明文化した場合の例（大東市議会）

①議長は、地方自治法第121条の規定に基づき、市長等に対し、議場への出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

②前項の規定は、委員会について準用する。

【留意事項】

議場への出席については、地方自治法第121条に「出席の配慮規定」があるが、委員会についての規定はない。

このことを踏まえ、明文化する必要があるかどうか。

※三重県議会、京都市会、金沢市議会等では本件に係る規定はない。

◇執行機関の本会議、委員会への出席の配慮を明文化するかどうか

→

16 閉会中の継続審査（確認事項）

（１）閉会中（４月、５月）に月例の常任委員会を実施する場合、閉会中の継続審査の議決により、その活動を担保する。

◇閉会中の継続審査とは

議会の議決により、特定の事件を継続審査事件とすることにより、会期外における審査・調査を可能にすること。

亀岡市議会会議規則

（閉会中の継続審査）

第 111 条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

◇運用について

直近では、第 16 期議員の任期開始直後の平成 27 年 3 月定例会で閉会中の継続審査を議決（下記参照）した。期間は平成 31 年 2 月 4 日まで有効としており、第 16 期議員の残りの任期期間については、これを生かした形で運用する。

（参考）

平成 27 年 3 月 25 日

亀岡市議会議長 様

総務文教常任委員長

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、亀岡市議会会議規則第 111 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- （１）大型、広域事業について
- （２）企画、人事、契約検査事務について
- （３）市民協働、人権啓発事業について
- （４）総務、財政、税務事務について
- （５）会計事務について
- （６）教育行政について
- （７）その他所管事項について

2 理 由

審査に資するため、なお引き続き調査を必要とする。

3 期 間

平成 31 年 2 月 4 日まで

17 請願・陳情の提出期限

(1) 定例会の会期が通年化されることにより、請願・陳情の提出期限についてどうするか。

現行

亀岡市議会先例・申合せ

174 定例会で審査を行う請願の受理締切は、開会日午後5時までとするのが例である。
○受理締切後に提出された請願は、次の定例会で審議する。

改正案

亀岡市議会先例・申合せ

174 審査を行う請願の受理締切は、各(1 議会期間・2 会議期間・3 審議期間)の開会日午後5時までとするのが例である。
○受理締切後に提出された請願は、次の(1 議会期間・2 会議期間・3 審議期間)で審議する。

◇請願・陳情の提出期限、また審査する期間はどうか

→ _____

18 文書質問

(1) 通年議会の実施にあたり、文書質問の取扱いが変更となる。

◇文書質問とは

執行部に対して文書で質問を行うこと。本市では、議会での議論に資するため、一定の事実関係を明確にすることを目的とし、平成24年に導入した。

現行

亀岡市議会基本条例

(文書による質問)

第10条の2 議会は、市長等に対して、文書により質問することができる。

<活用状況>

- ・ H25 : 2回 (スタジアム誘致・環境保全に関する専門家等からの意見聴取)
(スタジアムに関する市民への情報公開、地域こん談会の説明)
- ・ H26 : 1回 (環境事業公社への業務委託及び運営補助)
- ・ H27 : 1回 (NPO等への補助金支出根拠、改善の状況等)
- ・ H28 : 1回 (平和祭事業)

◇経過

平成24年

⇒「議員の質問権」の枠組みの中で、閉会中に文書質問を行うことができる旨を、議会基本条例に規定。質問自体は法的根拠によらず、事実上の取扱いとして運用を開始した。

平成28年

閉会中は、継続審査中の委員会活動以外、議会は法的な活動能力を持たず、質問が事実上の取扱いとなる(執行部の応答義務がない)という課題に対応するため、議会基本条例の見直しの中で運用を検討し変更を決定した。

⇒会議規則第105条「議会の調査権」に基づき、委員会の閉会中の継続審査(会議規則第11条)により、議会運営委員会委員長又は所管委員長が文書質問の提出を行うこととし、議会基本条例を改正、議会基本条例運用基準を整備した。

◇通年議会の導入に伴う運用

平成30年～

⇒平成28年度から運用している会議規則第105条「議会の調査権」に基づく文書質問の運用に加え、通年化で会期を長期化させることに伴い、会期中は会議規則第62条に基づく「議員の質問権」により文書質問を実施する。

	4, 5月の運用	6月～3月の運用（会期中）
制度根拠	議会の調査権 （会議規則第105条）	議員の質問権 （会議規則第62条）
実施主体	議会（委員会）	議員個人
実施手続	議会運営委員会又は所管委員会の委員長が議長に質問書を提出し、議長が市長に送付する。	質問議員が議長に質問書を提出し、議長が市長に送付する。
質問の範囲	市の一般事務（一般質問と同じ）	
実施期間	閉会中（閉会日の翌日から、次定例会の開会日の2週間前までの間）に実施する。	〇〇期間終了日の翌日から、次の〇〇期間の開始日の2週間前までの間を原則とする。ただし、緊急を要する事案等が生じた場合、〇〇期間中においても実施する。
回答期限	2週間を基本とする。	
記 録	次の本会議の諸報告で報告を行い、会議録に掲載する。	



※具体的な規定整備は次回以降に提示。

改正案

亀岡市議会基本条例

（文書による質問）

第10条の2 議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。

4 一事不再議（つづき）

（前回の検討内容）

○同一議案については、同一会期中は再び提出することができないと会議規則に規定されている。定例会の会期を通年とした場合、対象とする期間が長期に渡るので、対応が必要となる。

◇前回の議会運営委員会での意見 1

・会議規則第15条に「ただし、事情の変更があった場合はこの限りでない」を加えるように改正することにより。



亀岡市議会会議規則

（一事不再議）

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。
ただし、事情の変更があった場合はこの限りでない。（H29.10.23 決定事項）

◇前回の議会運営委員会での意見 2

・都合よく変更があったことにならないように定めるべき。



（案）

会議が再開した場合は、亀岡市議会会議規則第15条ただし書に規定する事情の変更があったものとみなす。

※会議とは6月、9月、12月、3月に開会又は再開する会議のこと。

（参考）

◇一事不再議の原則の例外とされる場合

・「事情変更の原則」があった場合には、一事不再議が適用されないこととなる。事情変更とは、議会構成員の変更（改選等）や、突発的な災害等により議決の前提が大きく変動した場合等、議決後に客観的な事情の変更があることとされている。

亀岡市議会議員選挙・初議会に係る日数調べ

期	年	一般選挙の日	初議会の日	(1)一般選挙の日から 初議会までの日数	(2)任期開始の日から 初議会までの日数
12	H11	1/15	2/17	33	12
13	H15	1/19	2/17	29	12
14	H19	1/21	2/15	25	10
15	H23	1/23	2/17	25	12
16	H27	1/25	2/17	23	12

↓

↓

案4	案5
一般選挙後 30日を経過する日 の属する月	任期開始後 14日を経過する日 の属する月

10月23日の案 →

↓

案3
任期開始後 10日を経過する日 の属する月
(根拠)町村議会運営基準

(参考)

案1 (対象外)	案2 (対象外)
一般選挙後 10日を経過する日 の属する月	任期開始後 30日を経過する日 の属する月
(根拠)白老町等が採用	(根拠)自治法102の2